

令和6年度
第4回 会津美里町高田地域まちなか賑わい創出協議会

日 時 令和7年3月26日 水曜日 18:30 開始

場 所 会津美里町役場 2階 大会議室

司会： 産業振興課長補佐

次 第

1 開会 副委員長

2 委員長あいさつ 委員長

3 協議事項

(1) 高田地域まちなか賑わい創出基本計画(案)について

(2) パブリックコメントの実施について
3/10(月)～4/9(木)

(3) 「高田まちなか賑わい創出エリアプラットフォーム」について

(4) 「高田まちなか未来ビジョン」について

4 その他

5 閉会

R6年度 会津美里町 高田地域まちなか賑わい創出協議会委員

No.	氏名	フリガナ	種別	肩書	備考
1			地域づくり	みさとねっと	
2			地域づくり	会津まちづくりパートナーズ合同会社	
3			商工会理事	商工会推薦 伊東種苗店	
4			地域おこし協力隊	地域おこし協力隊	
5			PTA	高田中PTA会長	
6			福祉	訪問看護 こころのあい	
7			福祉	グループホーム インター	
8			福祉	グループホームあけぼの理事長	
9			観光協会理事	観光協会推薦 旭屋鈴木商店	
10			自治区	会津美里町 自治区長連絡協議会推薦者	
11			地域づくり	一般社団法人TORCH	
12			PTA兼農業	宮川小PTA会長 農業	
13			学識経験者	学識経験者 会津大学短期大学部准教授	
14			商店街	丸山印店	
15			金融	会津信用金庫高田支店長	
16			商店街	吉原製菓	
17			商工会	会津美里町商工会	

事務局

1		産業振興課	課長	
2		産業振興課	課長補佐	
3		産業振興課	商工観光係長	
4		産業振興課	商工観光係	

コンサルタント

株式会社 コムテック地域工学研究所

■高田地域まちなか賑わい創出基本計画(案)について

高田地域における商店街では、人の往来や賑わいがなくなりつつあり、中心市街地の衰退が明らかになっている現状であり、令和5年度から中心市街地の活性化を目的とした高田地域まちなか賑わい創出協議会を立ち上げ、賑わい創出に向けた検討を行いました。

高田地域まちなか賑わい創出協議会においては、アンケート調査やワークショップを通して町民のニーズを把握し、高田地域における基本的な賑わいづくりの方針を定めるとともに、高田地域の賑わい創出や回遊性の向上を目的とした10年間の「高田地域まちなか賑わい創出基本計画」を策定しました。

●目的： 高田地域中心市街地の活性化

●計画期間： 令和7年度から令和16年度の10年間

●対象地域： 伊佐須美神社周辺、横町門前町通り及び、旧会津美里町公民館跡地周辺

●現状と課題：

中心市街地である商店街に活気がない。訪れる機会が少ない。

小中高生、子育て世代、高齢者など世代を問わず、気軽に集まることのできるスペースが少ない。

後継者不在で閉店が相次ぎ、事業承継が図れず、飲食店や商店がなくなり空き店舗が増加。

観光客に対して、町の特産品や農産物などを一堂に会して売る物産施設が少ない。

地域やさまざまな組織で人材が高齢化し、不足している。

●方針とコンセプト：

【目指すまちの姿】

○全世代、居心地のよいサードプレイス

○住んでいる人が生き生きと楽しんでいるまち

○家族や友人と思い出をつくるまち

○訪れる観光客も楽しめるまち

【コンセプト】 「出会えるまち、高田」

●実施主体： 民間主体組織「エリアプラットフォーム」をつくり、行政が支援し、連携して取り組む。

●計画の理念： 人づくり……活動する人を育て、仲間を増やしていく

環境づくり……人やチームを支える環境を整える

持続性……活動を継続する仕組み、利益やメリットを創り出す
地域資源を活かす…地域資源を再確認し、最大限に活かす

●重点エリア別の方針：

I 美里蔵周辺（横町・門前町通り、大通り） ➡拠点整備、人材育成、意欲あるプレーヤーのネットワークの構築。空き家及び空き店舗等の活用、憩い集う場の創出。

II 伊佐須美神社周辺 ➡民間開発による休憩及び物産施設誘致。既存イベントの改善

III 旧会津美里町公民館跡地周辺他 ➡中長期の見直しを踏まえ、仮設店舗を整備し、フリーイベント兼コミュニティスペース化。天海大僧正石像を含めた周辺文化財の利活用。

○ 旧高田温泉あやめの湯 ➡廃止、可能ならば隣接施設の利活用も視野に入れる。



短期	民	民間主体の組織「エリアプラットフォーム」を横町門前町通りに拠点を整備。マルシェの運営、人材発掘及び育成と空き家及び空き店舗等へのプレーヤーのマッチング。
	官	エリアプラットフォームのスタートアップとプレーヤーが起業しやすいような施策で支援。
中期	民	伊佐須美神社周辺、南側の都市計画地域の緩和を行政に要望し、商業施設の進出を促進。民間開発により、休憩施設や物産施設の誘致を目指し、雇用機会や農産物など一次産業の出口の創出をめざし、新たな賑わいにつなげる。
	官	民間への支援を充実させつつ、旧会津美里町公民館跡地などの活用法を検討。
長期	民	各種産業のプレーヤーをネットワーク化し、観光や物産の出口も民間主体で構築。地域住民と観光客の交流の場を企画運営し、交流人口を増加させ、地域経済も活性化。
	官	民間が進出しやすいように、規制緩和や支援策の充実し、周辺自治体との差別化を図り、定住を促進させる。

旧会津美里町公民館跡地周辺



■ 高田まちなか賑わい創出エリアプラットフォームについて

高田まちなか賑わい創出エリアプラットフォームとは、地域の商店街の事業者、まちづくり団体、福祉関係団体、金融機関、商工会、観光協会等と行政が連携し、高田地域の賑わいづくり・まちづくりに一丸となって取り組むための組織です。

賑わいづくり・まちづくりについて、皆で話し合う場であり、それぞれの得意分野を活かし、生きがい等の価値を見出しながら、賑わいづくりを具現化する実行主体でもあります。

●活動目的:

高田地域の将来像をまとめた「高田まちなか未来ビジョン」を具現化するため、民間と行政が連携し、地域の情報や課題を共有するとともに、課題解決に一丸となって取り組み、関わる人がそれぞれの個性を活かし、高田地域が暮らしやすく愛着が持てるまちとなることを目指します。

●活動内容:

- ・未来ビジョンの作成と共有
- ・具現化に向けた協議と調整
- ・その具現化に向けた事業の役割分担による実行
- ・高田地域の賑わいづくり・まちづくりに関する情報共有と協議の場の設定

●構成員:

これまで地域で様々な役割を果たしてきた事業者、町民、関係団体・機関、行政等が連携して活動します(次頁参照)。

活動内容に応じて、構成員を随時増員していきます。

●事務局:

高田まちなか賑わい創出エリアプラットフォームの事務処理のために事務局を設置します。業務が円滑に進むまでの間、行政が活動を支援します。

●行政との関係:

高田地域まちなか賑わい創出基本計画に基づき、当面の間、高田まちなか賑わい創出エリアプラットフォームに寄り添う形で、ソフト面での政策を中心に支援を継続していきます。

●当面の主な活動イメージ:

①拠点の運営

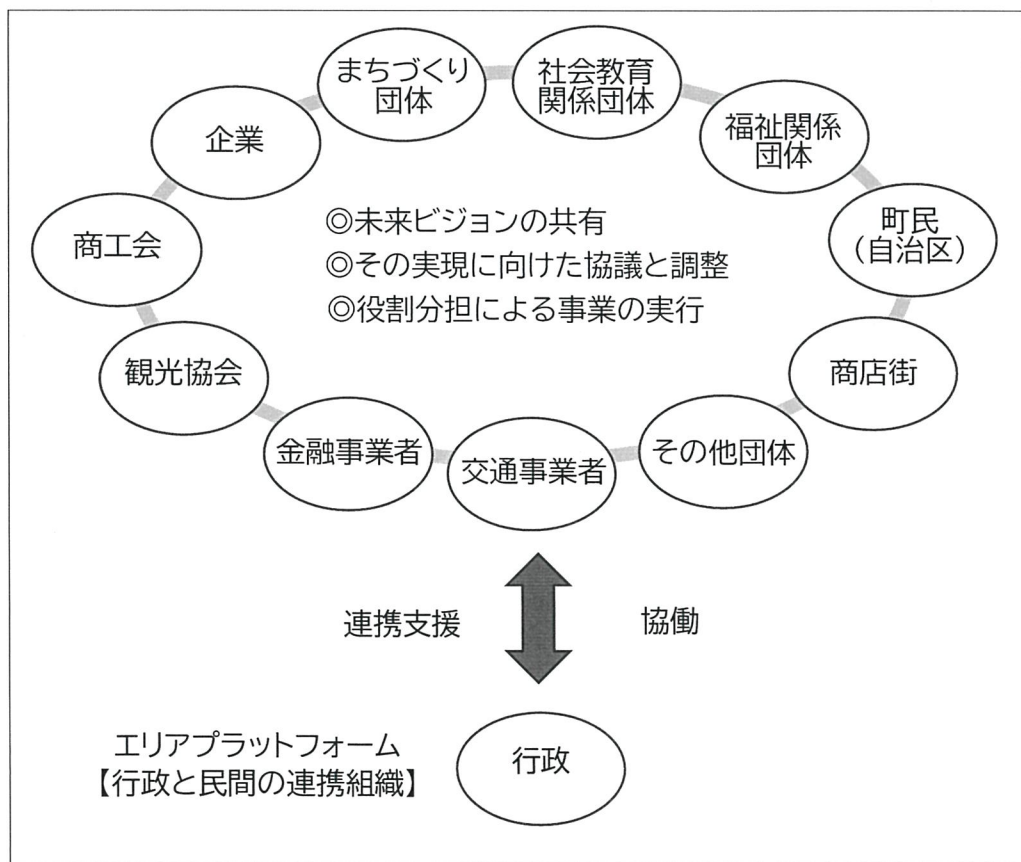
まちなかの空き店舗等を活用し、高田まちなか賑わい創出エリアプラットフォームの拠点を整備し、世代を超えた様々なプレーヤーが集い、情報や課題を共有する場であると同時に、まちなかの事業者との連携や、地域住民も気軽に立ち寄り憩える場を目指します。

②マルシェの充実とこれを起点とした地域課題の解決

令和5年度から地域の有志で企画された「マチミセマルシェ」を運営し、地域のプレーヤーの更なる参画等によりイベントを充実させると共に、地域への還元を図ります。

マルシェを起点とし、地域のプレーヤーのネットワークを構築し、空き家及び空き店舗等の利活用につなげ、地域の課題をひとつひとつ解決していくことで、まちなかに賑わいを創り出すこと目指します。

図 高田地域まちなか賑わい創出エリアプラットフォームの構成員(想定)



R6年度会津美里町 高田まちなか賑わい創出エリアプラットフォーム会員一覧

令和7年3月19日 時点

No.	役職	氏名または組織名	種別	肩書	備考
1	会長	阿部 雄一郎	地域づくり	会津まちづくりパートナーズ合同会社	
2	副会長	安達 忍	地域づくり	みさとねっと	
3	監事	伊東 穰	商工会理事	商工会青年部 伊東種苗店	
4		大木 瑠美子	地域おこし協力隊	地域おこし協力隊	
5		小松 大	福祉	会津美里町包括支援センター	
6		鈴木 光浩	観光協会理事	観光協会副理事長 旭屋鈴木商店	
7		長谷川 竜也	地域づくり	一般社団法人TORCH	
8		元木 博人	PTA兼農業	宮川小PTA会長 農業	
9		児島 一行	福祉	訪問看護 こころのあい	
10		八木橋 彰	学識経験者	学識経験者 会津大学短期大学部准教授	
11	監事	会津信用金庫高田支店	金融	会津信用金庫高田支店	機関名とする
12		会津美里町商工会	商工会	会津美里町商工会	機関名とする
13		会津美里町産業振興課	行政	会津美里町産業振興課	機関名とする

高田まちなか賑わい創出エリアプラットフォーム規約

【名称】

第1条 この会議の名称は、高田まちなか賑わい創出エリアプラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）と称する。

【目的】

第2条 プラットフォームは、会津美里町高田地域中心市街地において、官と民が一体となり、高田まちなか未来ビジョンの策定及びそれを実現する事業等の実施を通じて、中心市街地の活性化と発展に寄与することを目的とする。

【活動内容】

第3条 プラットフォームは、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) プラットフォームの運営に関する事項
- (2) 高田まちなか未来ビジョンの策定及び改廃に関する事項
- (3) 高田まちなか未来ビジョンの策定、調査、検討及び実証実験に関する事項
- (4) 高田まちなか未来ビジョンの実現に向けた事業実施に関する事項
- (5) その他前条に掲げる目的の達成のために必要な事項

【組織】

第4条 プラットフォームは、次に掲げる団体等のメンバーをもって組織する。

- (1) まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする団体等
 - (2) まちづくりの推進を図る活動に関心を有する団体等
 - (3) 学識経験及びまちづくり活動について優れた実績を有する者
 - (4) 公共交通事業者や金融機関等の関係団体
 - (5) 行政
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、会長が適当と認める者
- 2 プラットフォームへの加入又は脱退は、会長が会員の意見を聞き承認する。

【役員及び職務】

第5条 プラットフォームに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長及び監事は、会員の互選により選出する。ただし、行政を除く。
- 3 副会長は、会員の中から会長が指名する。
- 4 会長はプラットフォームを代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 監事は、会計事務を監査する。

【任期】

第6条 会員及び役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員による会員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 会員の任期が満了となった場合において、会員から特段の申出がない場合は、その任期は、自動的に更新されるものとする。

【会議】

第7条 会議は、会長が召集し、その議長となる。

2 会議は、会員の半数が出席しなければ開くことができない。ただし出席は、出席する会員への委任状の提出をもって代えることができる。

3 会議の議事は、出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者をオブザーバーとして会議に参加させることができる。

【部会】

第8条 第3条の事業を円滑に実施するため、プラットフォームの下に、会員の一部により構成された部会を置くことができる。

2 部会は必要に応じて会長が召集し、開催する。

3 会長は必要があると認めるときは、会員以外の者を部会に参加させることができる。

4 部会は、次に掲げる事項を審議し、決定することができる。

(1) プラットフォームから委任された事項

(2) その他プラットフォームの運営について会長が必要と認めた事項

5 その他部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

【事務局】

第9条 プラットフォームの事務局は、会長が指名する会員が所属する団体に置く。

2 プラットフォームの運営に必要となる連絡・調整等は、事務局及び会津美里町担当課が共同で行う。

【雑則】

第10条 この規約に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和7年(2025年)3月19日から施行する。

2 令和7年3月31日現在で在職する会員及び役員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までとする。